

一般社団法人 全国児童発達支援協議会
運営規程

(目 的)

第1条 本運営規程は、一般社団法人 全国児童発達支援協議会（以下「本会」という）が、本会定款（以下「定款」という。）第3条に規定する事業を執行するうえで事務の適正且つ能率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(局・部の設置・運営)

第2条 会務を系統的に執行する組織として、次に掲げる部・局を置く。

- (1) 事務局
- (2) 政策部
- (3) 企画研修部
- (4) 調査研究部

2 本条第1項および第2項の構成員は、理事会の決議をもって本会が委嘱する。

(委員会の設置・運営)

第3条 本会に委員会を置くことができる。

- 2 会長は、特別に研究・協議等を必要と認めるときは、その処理のため理事会の承認を受け、委員会を設置することができる。
- 3 委員会は、会長が理事の中から委員長を指名し、委員は会長または理事の推薦を受けた者とする。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長・書記各1名を指名することができる。
- 5 委員会は、必要に応じ、会長又は委員長が招集する。ただし、委員長が招集するときは、事前に会長と協議するものとする。
- 6 委員会は、会長又は理事会から付託された事項について協議し、その結果を会長及び理事会に報告する。
- 7 委員会は、前項報告の終了でその任務を終り解散する。

(社員の所属)

第4条 本会の社員となるものは、定款に定める。

- 2 社員は、全国を北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の7つに分けたブロックのいずれかに所属するものとする。

(役員の推薦および責務)

第5条 理事のうち7名は、本運営規程第4条2項の各ブロックから推薦を受けた者を各1名とし、その役員は、各ブロックの活動を所管する責務を負う。

- 2 副会長は本運営規程第2条1項に定める部を所管する責務を負う。
- 3 その他の理事は、副会長を補佐、もしくは委員会を所管する責務を負う。
- 4 役員の選任において、会長推薦人数は、若干名とする。

5 理事および監事は、任期満了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(役員の欠員・補充)

第6条 会長は、役員に欠員が生じその補充が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず理事会の承認を得て役員を選任補充する。なお、選任された役員は欠員した役員の残任期間とする。会長は、これによって役員を選任したときは、速やかに広報する。また、次期社員総会に報告し、承認を受ける。

(会議)

第7条 理事会および社員総会の他、以下に定める会議を開催することができる。

- (1) 三役会議は、会長が招集し、会長および副会長、事務局長により構成する。
- (2) 部会は、部を所管する副会長が招集し、委嘱した部会員により構成する。
- (3) 委員会は、上位となる部を所管する副会長が招集し、委嘱した委員により構成する。
- (4) 監事は、会務の遂行を把握し監査する目的において、各会議に出席することができる。

(全国研修会)

第8条 定款第3条に規定する事業を執行するうえで必要な研修会を以下に定める。

- (1) 全国施設長研修会
 - (2) 全国職員研修会（全職員対象、中堅職員対象、初任者対象、等）
- 2 本条1項に定める研修会は、特別な場合を除きブロックの輪番制により開催する。
- 3 本条1項に定める研修会の参加費は、加盟施設職員一人当たり8000円以上の設定金額とし、非加盟施設職員の参加費は、5000円以上を加算する。
- 4 本条1項に定める研修会は、参加費により運営することとし、その収支に不足分が生じた場合においては、本会予算に定める額を上限として助成することができる。

(ブロック研修会)

第9条 定款第3条に規定する事業を執行するための地域活動としてブロック毎に研修会を行う。

- 2 ブロック研修会の参加費は、加盟施設職員一人当たり3000円以上の設定金額とし、非加盟施設職員の参加費は、2000円以上を加算する。
- 3 本条1項に定める研修会は、参加費により運営することとし、その収支に不足分が生じた場合においては、本条2項の条件を満たしている場合において、本会予算に定める額を上限として助成することができる。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この運営規程は、平成24年5月2日から施行する。